

徳島県公安委員会規則第8号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月27日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「原動機付自転車（）」を「一般原動機付自転車（）」に改める。

第19条第1項第8号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

第28条第1項第1号サ中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に、「別記様式第15号の16」を「別記様式第15号の17」に改め、同号サを同号シとし、同号コの次に次のように加える。

サ 法第108条の2第1項第15号に規定する講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）の受講は、別記様式第15号の16の特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書を提出して行うものとする。

第28条第1項第3号ア中「別記様式第15号の17」を「別記様式第15号の18」に改め、同号イ中「別記様式第15号の18」を「別記様式第15号の20」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 特定小型原動機付自転車運転者講習を受講した者には、別記様式第15号の19の特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書を交付するものとする。

別記様式第15号の11（1枚目）中 「住民票 官公庁通知書 住民票 個人
車検証 保険証」を 保険証 官公
番号カード
庁通知書」に、「備考欄」を「受領」に改める。

別記様式第15号の18中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第15号の20とする。

別記様式第15号の17を別記様式第15号の18とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第 108 条の 2 第 1 項
第 15 号に規定する講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

徳島県公安委員会 印

別記様式第15号の16中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第15号の17とし、別記様式第15号の15の次に次の1様式を加える

。

別記様式第 15 号の 16 (第 28 条関係)

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所
受講者

氏名

年 月 日生

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号に規定する講習を受講します。

受 講 日

年 月 日

手 数 料

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記様式第15号の11の運転免許証更新申請書・更新時講習受講申出書の1枚目は、この規則による改正後も当分の間、所要の調整をして、なお使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている別記様式第15号の18の自転車運転者講習終了証書は、改正後の徳島県道路交通法施行細則別記様式第15号の20の自転車運転者講習終了証書とみなす。